

とべ動物園魅力向上戦略検討事業及び県戦略的情報発信
プロジェクト推進事業に関する措置請求

(受付日：令和2年8月20日)

1 請求内容（要旨）

愛媛県知事が、とべ動物園魅力向上戦略検討事業及び愛媛県戦略的情報発信プロジェクト推進事業に係る業務委託料として平成29年度から令和2年度に支出したもののうち、株式会社おちまさと事務所(代表取締役 越智真人)に対して支出した平成29年度分4,250,000円、平成30年度分14,040,000円、令和元年度分11,709,306円、同年度増額分125,000円、令和2年度分7,260,000円の返還を命じることを怠る行為は違法である。

よって、責任を有する者に対し各上記金額を愛媛県に返還するよう命じることを求めるほか、契約解除、損害賠償、違法又は不当な財務会計行為及び違法又は不当な怠る事実について責任を有する者に対して、当該損害の補填や懲戒処分、愛媛県戦略的情報発信プロジェクトの見直し又は廃止、統一コンセプト「まじめ」の撤廃その他の必要な措置を講ずるよう愛媛県知事に勧告することを求める。

また、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

2 監査委員の決定

却下

3 決定（却下）の理由

本請求は、平成29年度及び平成30年度の支出に関しては請求期限を徒過していること、令和元年度及び令和2年度の支出に関しては監査の端緒となりうるような違法・不当とする事実及び具体的根拠の摘示など法第242条に規定する要件を欠いており、これ以上、補正の余地も認められないことから、不適法な請求である。

また、懲戒処分、愛媛県戦略的情報発信プロジェクトの見直し又は廃止及び統一コンセプト「まじめ」の撤廃は、財務会計上の行為(法第242条第1項)ではないため、住民監査請求の対象とはならない。

なお、請求人が求めている個別外部監査契約に基づく監査は、地方自治法に基づく適法な請求であることが前提であるから、本請求について個別外部監査契約に基づく監査を行うことが相当か否かの判断は行わない。